



博物館だより

第61号



「狂斎画日記」(明治9年) 河鍋暁斎記念美術館蔵

河鍋暁斎の「絵日記」と川越

かわなへきょうさい
河鍋暁斎は幕末から明治時代前期に活躍した日本画家です。暁斎は、天保2年(1831)、下総国古河(現茨城県古河市)の藩士河鍋記右衛門の次男として生まれましたが、数え年2歳で家族とともに江戸に出ています。7歳で浮世絵師歌川国芳に入門し、その後10歳で狩野派の前村洞和、さらに洞和の師家にあたる駿河台狩野洞白陳信について学び、19歳の時に洞白陳之の画号を授かりました。安政5年(1858)頃、画家として独立し、「狂斎」を名乗りました。明治3年(1870)には、書画会で描いた風刺戯画が問題となって捕えられ、放免後画号を「暁斎」と改めました。明治14年に第2回国勧業博覧会へ作品を出品し、日本画の最高賞である妙技二等賞を受賞したことにより、評判を得て、その名が広まりました。イギリス人建築家のジョサイア・コンドルが暁斎に入門したものこの頃です。

暁斎の画業は多岐にわたり、多くの作品を残していますが、亡くなる直前まで毎日「絵日記」を書き続けていたことでも知られています。暁斎の書いた「絵日記」はその多くが散逸してしまいましたが、現在、明治3、4、9、11、13～22年の一部が現存しています。それらは『暁斎絵日記』として、影印本が河鍋暁斎記念美術館より刊行されました。

上掲の「絵日記」は、明治9年11月に暁斎が小ヶ谷村(現川越市小ヶ谷)の内田家に滞在していた時の場面です。

喜多院の五百羅漢などの見物と併せて多くの作品を描いていることがわかります。暁斎が小ヶ谷の内田家を訪ねた時の状況を、飯島虚心著『河鍋暁斎翁伝』では次のように記しています。「暁斎は浅草に住せる一商某のすすめにより、某と共に武藏の国川越に赴きたり。…其の傍ら、小ヶ谷村に、内田斧右衛門といふ人あり。夙に絵画を嗜み、自らよく書き、常に文人墨客に対し待遇頗る厚し。商某は、即ち此の村の人にして、よく内田氏を知る。」とあります。これによれば、暁斎の川越訪問を仲介したのは、浅草に住んでいた「一商某」ということになります。

当時浅草寺の境内には、画家の淡島椿岳(1823～1889)という人物が住んでいました。椿岳は小ヶ谷村の内田善蔵の三男として生まれましたが、長兄とともに江戸に出て商家に奉公し、それが縁で日本橋の豪商「淡島屋」に婿入りし、その屋号から淡島姓を名乗りました。幼少より絵を好んでいたこともあり、大西椿年に大和絵を学び、師の一字をもらって椿岳と号しました。浅草寺境内で泥絵の風景画などを描き、これが評判を呼んで「浅草絵」と呼ばれるようになったといいます。

先の「一商某」は小ヶ谷村の出身であることなどから、仲介したのはこの淡島椿岳である可能性が高いといえます。(本文作成にあたり、河鍋暁斎記念美術館のご協力をいただきました。)

公教育制度のはじまりー初等教育草創期の学校制度ー

ーはじめにー

我が国の近代学校教育は、明治5年（1872）に発布された「学制」より始まりました。

明治の新しい世になり、近代国家を目指す日本にとって、広く国民に教育を普及し、国策を遂行できる国民を育成していくことが急務でした。そこで、学制では、特に初等教育に力が入れられ、全国の子どもたちに等しく教育を施す政策が行われました。

しかし、公教育制度は我が国にとって初めての政策であったため、国民の理解が得られなかつたり、制度上に問題があつたりするなど、多くの困難がありました。就学率が向上し、多くの子どもたちが学校へ通うようになるのは、明治19年（1886）に発布された「小学校令」による尋常小学校の登場からになります。

そこで、学制発布から、安定した教育制度が開始された小学校令が発布されるまでの「初等教育草創期」（明治5～18年）に視点をあて、その間に取り組まれてきた学校教育について紹介してみたいと思います。

1 「学制」期の教育（明治5～11年）

（1）学区と学区取締

学制では、学校を設立し学校制度を運営する機構として学区制を採用しました。全国を8大学区（明治6年に7大学区に改正）に分け、さらに各大学区を32の中学校区、各中学校区を210の小学校区に分け、それぞれに大学校・中学校・小学校を各1校ずつ設けることとしました。小学校区は、人口約600人を基準とし、ここに小学校1校を設けるものとしました。これにより、全国に53,760校の小学校が設けられる予定でしたが、当時の社会情勢から全ての設置は不可能でした。それでも、大・中・小学区の制度が実施され、学制実施後短期間に全国に多数の小学校が設立されました。

明治9年（1876）に現在の埼玉県が誕生し、埼玉県は第1大学区に属し、6つの中学区、1266の小学校区がありました。その中で川越には、35の小学校区がありました。1小学区に1つの小学校を設置しましたので、当時の川越には35の小学校があったことになります。

また、学区は学校設置の基本区画であるとともに、教育行政の単位でもありました。そこで、各中学区に就学

の督励や学校の設立、保護、経費等、学事に関する事務を担当する学区取締を十数名置き、担当する小学区を指導監督していました。学区取締には、地方官が地元の名士を任命する形が多かったようです。

（2）小学校の種類

学制では、地域の実情や保護者の負担等を考慮し、小学校を次の6種類に区分しました。

○尋常小学：小学校制度の本体をなす学校。下等

小学で4年間学んだ後、上等小学で4年間学ぶ形式になっていました。

○女児小学：女子が尋常小学の教科の他に、裁縫や工芸等を学べるようにした学校。

○村落小学：遠隔地にある農村において、尋常小学の教科を多少省略して学ぶ学校。その多くは夜学校として、学齢を超えた者（14歳以上）が余暇の時間を利用して学べるようにしていました。

○貧人小学：貧しい家庭にある子どもたちが学ぶ学校。富裕者の寄進により運営されており、授業料が軽減されていました。

○小学私塾：教員免許を持つ者が、私宅で教える学校。

○幼稚小学：学齢未満（6歳未満）の子どもたちに尋常小学の予備教育を施す学校。現在の幼稚園に近いと考えられます。

（3）教育課程の内容

明治政府は、学制発布の1か月後、小学校における教育課程や指導方法を示した「小学教則」を公布しました。しかし、内容が欧米の教育課程を基にしていたため、藩校や寺子屋で行っていた指導方法や教科書では実施が難しく、改定を余儀なくされました。

そこで、政府は創設されたばかりの東京師範学校に新たな小学教則を編成させ、明治6年（1873）に「下等小学教則」、「上等小学教則」を制定しました。これ以降、明治12年（1879）の教育令発布まで、この教則を基に学校教育が行われました。

この教則には、修業年数や授業時数、学習内容等、学校教育を運営していくための細かな規定が記されています。ここで、その内容をいくつか紹介します。

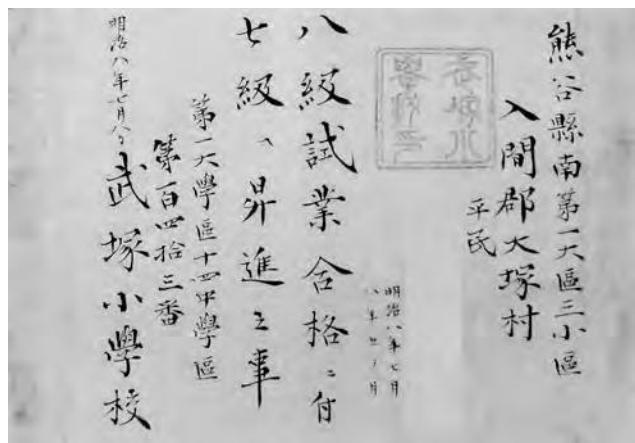
①小学校の名称と修業年数

小学校は「下等小学」と「上等小学」の2つがありました。

下等小学は6歳から9歳までの子どもたちが4年間就学し、その後、上等小学へ進学していました。

上等小学は10歳から13歳までの子どもたちが同様に4年間就学していました。

両小学とも、4年間をそれぞれ8級に分け、半年に1級ずつ進級する形をとっていました。進級に際しては試験があり、進級するごとに、現在の卒業証書のような証明書が配付されました。



[資料1]「下等小学の8級から7級への進級を認める証書」館蔵

②授業時数

下等・上等小学ともに、日曜日を除く週6日間学校に通い、学んでいました。1日5時間の授業を行い、週30時間学習していましたが、級によって週時数に違いがありました。

③教科名

下・上等小学では、下表のような教科を学習していました。教則では、級ごとにそれぞれの教科の学習内容が細かく決められていました。

下等小学(8教科)	上等小学(10教科)
読物・習字・書取・作文 復読・問答・算術・体操	読物・習字・書取・作文 輪講・暗記・図画・算術 幾何・体操

※「問答」は、新たに学び始めた教科の一部を総括して構成されていた教科を指します。内容としては、理科・地理・歴史・修身などがありました。

※「輪講」は、論文や書物を題材に小グループで討論し、発表し合う教科を指します。

※「図画」は、図画の学習を指します。教科書の絵をなぞって色を塗る図画教育が進められました。

(4)授業料の徴収

学制では、小学校に通う子どもの保護者が授業料を支払う仕組みになっていました。

ただし、授業料だけで学校が運営されていたわけではなく、政府からの委託金や有志者の寄付金等が教育費の中心となっていました。

授業料は、政府の基準では「1ヶ月50銭」とされていました。米代をもとに現在の金額に換算すると、約2万円になります。

埼玉県では、保護者の財力に応じて、20銭から5銭までの5区分に分けて徴収していました。また、極貧の者には、授業料を免除していました。

(5)学齢児童の就学率

学制期の7年間の就学率は、全国平均で見ると下表のとおりでした。政府の理想とは裏腹に、就学率は男子

明治	男子	女子	明治	男子	女子
6年	39.9	15.1	12年	58.2	22.6
7年	46.2	17.2			
8年	50.8	18.7			
9年	54.2	21.0			
10年	56.0	22.5			
11年	57.6	23.5			
12年	58.2	22.6			

で約半数でした。女子に至っては、制度が浸透してきた明治12年でも約2割と低い就学率でした。これは、女性観と深い関係があり、女子には近代教育は無用であるという考えが根強く残っていたことを表しています。

(6)教員の資格・任用・待遇

小学校の教員資格については、学制により「年齢20歳以上の男女で、師範学校を卒業した者」と規定されていました。新しい教育を実施するためには、寺子屋などの従来の教師では不十分であり、新しい教員が必要でした。しかし、学校教育が開始された頃はそのような資格を持つ教員は少なく、結局、漢学の教養がある者や手習いの心得がある者が教員として採用されました。これらの教員は、学制の規定から見ると無資格者であったため、埼玉県では小学教則を習熟させるための講習会を開始し、教員の養成に努めました。その後、この講習会は師範学校の設立へつながり、教員養成に力を入れました。

また、資格の有無により、教員の名称や待遇に違いがありました。学制期では何度も改定が行われていましたので、明治9年(1876)の例を紹介します。

○一等訓導：月給28~30円 ○二等訓導：月給23~25円

○三等訓導：月給17~20円 ○四等訓導：月給14~16円

○五等訓導：月給11~13円 (1円=現在の約25,000円)

2 「教育令」期の教育(明治12~18年)

(1) 教育令の発布

学制は欧米の教育制度を模範とした雄大な構想のもとに制定された近代学校制度でした。しかし、当時の日本の社会には、設立した学校を維持していく経済的余裕や、伝統的な思想や社会意識から新しい教育観を受け入れられない人々等の諸問題があり、それが徐々に学制への不満へとつながっていました。

そこで政府は、自由主義的・地方分権的なアメリカの教育行政に関心を寄せ、中央集権的な学制を廃し、地方の実情に応じた教育が行えるように、地方に多くの権限を委譲した地方分権的な教育制度の改革に着手しました。これにより、明治12年(1879)に「教育令」を発布し、新しい教育制度を導入しました。

しかし、政府の意図に反し、この緩和政策は学校の廃止や就学率の低下等、教育の衰退を招くようになりました。そこで政府は、翌年の明治13年(1880)に国家の統制を強化した「改正教育令」を発布しました。続けて明治14年(1881)に「小学校教則綱領」を制定し、学校の仕組みや教育内容の細かな規定を定めました。

(2) 学制との変更点

「教育令」「改正教育令」により、次のような変更がなされました。

- 小学校の修業年限を3か年から8か年とする。
- 小学校に入学しなくとも、別に普通教育を受ける環境があれば、それを就学と見なす。
- 学区制を廃し、町村或いは数町村連合して小学校を設置する。
- 学校を設置する資力に乏しい地方では、教員巡回による教育も認める。
- 学区取締を廃し、町村人民により選任された者を学務委員に任命し、学校事務を管理する。

(3) 教育課程の内容

① 小学校の名称と修業年数

教育令が発布され、修業年数が変化しても、名称は従来の下等小学・上等小学が使われていました。しかし、小学校教則綱領が制定され、小学校の名称は「初等小学科」「中等小学科」「高等小学科」と変わりました。

修業年数は、初等小学科3年、中等小学科3年、高等小学科2年となりました。初等科と中等科は3年間をそれぞれ6級に、高等科は2年間を4級に分け、半年に1級ずつ進級する形をとりました。

② 授業時数

授業日数は各級において18週間と規定されていたため、年間に換算すると36週間となります。1日の授業時数は5時間とされました。

③ 教科名

各科の教科は下表のとおりでした。

科 目 名	
初 等	修身・読書・習字・算術・唱歌・体操
中 等	修身・読書・習字・算術・唱歌・体操・地理 歴史・図画・博物・物理・裁縫(女子のみ)
高 等	修身・読書・習字・算術・唱歌・体操・地理 歴史・図画・博物・物理・裁縫(女子のみ) 化学・生理・幾何 (選択)農学・商学・経済・家事

※「博物」は、現在の「生物」を指します。

※「生理」は、現在の「保健体育」を指します。

※高等小学科では、土地の様子に応じて科目が選択できるようになっていました。



[資料2] 「小学修身書 四」館蔵

(4) 授業料の徴収

教育令による教育制度でも、授業料の徴収は行われていました。金額は地方により違いがあり、埼玉県では3~20銭くらいでした。県内でも町村によって違いがあったようです。また、徴収した授業料は、教育費全体の5%程度でした。

(5) 学齢児童の就学率

教育令期の6年間の就学率は、下表をみると学制期

明治	男子	女子
13年	58.7	21.9
14年	62.8	26.8
15年	67.0	33.0
16年	69.3	35.5
17年	69.3	35.3
18年	65.8	32.1

より向上しました。修業年限を8か年から、最低3か年へと規定を変えたことも就学率向上の要因と考えられます。

女子の就学率は依然、低い状況ですが、確実に向上していることがわかります。

<資料編> 当時の小学校で使用されていた教科書や教具、卒業証書を紹介します。

(1) 「学制」期の下等小学(川越・古我原学校)の授業で使用されていた掛図

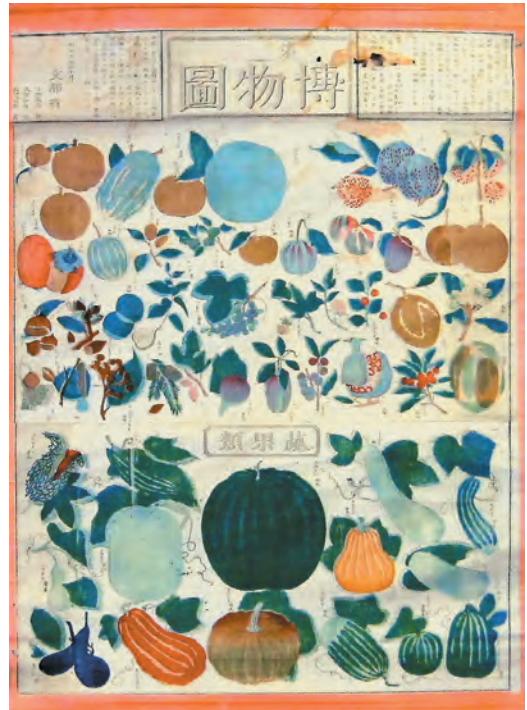
古我原学校は、明治11年(1878)に川越市古市場に開校されました。現在の南古谷小学校の学区になります。



[資料3] 「暗射埼玉県全図」(明治10年製) 館蔵

下等小学第5級の問答の授業で使用されていた地図の掛図です。

「暗射」とは、地名などの表記がない地図を指します。



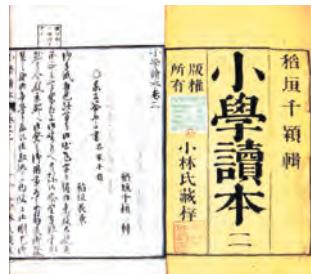
[資料4] 「博物図 萬物類」(明治6年製) 館蔵

下等小学1級の問答の授業で使用されていた実のなる植物の掛図です。

(2) 初等教育草創期に用いられていた教科書



[資料5] 「皇國地理書」館蔵

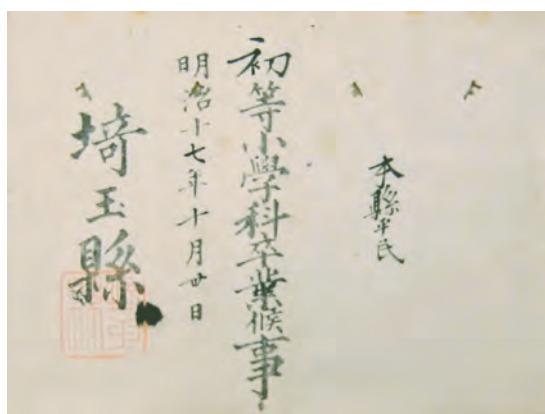


[資料6] 「小學讀本 二」館蔵



[資料7] 「小學唱歌集 初編」館蔵

(3) 「教育令」期の初等小学科卒業証書



[資料8] 「初等小学科卒業証書」松本正興氏蔵

一おわりに一

学制が施行されてから約140年が過ぎようとしています。多くの子どもたちが今では当たり前のように学校に通い、学んでいます。今回の調査により、その礎となった教育制度草創期の取組に関する多くの事実に触れることができ、教育に対する先人達の苦労と情熱を感じることができました。(学芸担当 武藏昌行)

【主要参考文献】

- ・「学制百年史」 文部省(昭和47年)
- ・「学制百二十年史」 文部省(平成4年)
- ・「埼玉県教育史 第三卷」 埼玉県教育委員会(昭和45年)

同盟通信社川越分室と 「してい・おぶ・かわごーえ」

『川越市史 第五巻現代編I』(昭和47年刊)によれば、「終戦時の川越」の項に、「川越市立小学校の教室に同盟通信社が疎開して外国電波をキャッチしていたので、いずれ川越市は空襲をうけるだろうと噂されていた」とあります。ここにいう「同盟通信社」とは、第二次世界大戦の戦前・戦中期に活動した日本を代表する通信社です。

「通信社」とは、あらゆる場所・分野で収集されたニュース・情報を新聞社や放送局、一般企業に供給する機構です。そのため大きな通信網や組織を必要としました。世界的通信社には、アメリカのAP、フランスのAFP、イギリスのロイター(現在はトムソン・ロイター)などが知られています。また現在の日本では、同盟通信社の業務を継承している共同通信社と時事通信社が存在しています。

同盟通信社(同盟)は、昭和10年(1935)に社団法人の設立許可をうけ、翌11年から業務を開始しました。それまでの日本には、日本電報通信社(電通)と新聞連合社(連合)の二大通信社が併存していましたが、昭和6年の柳条湖事件以降、国際情勢が緊迫するにつれてこの二社を統合して国家的通信社を設立しようとする動きが強まりました。その背景には国際的情報伝播力の強化を図ろうとする政府及び軍部の意向が強く働いていました。しかし両通信社の思惑もあり、同盟通信社の出発は、連合だけで発足し、その後電通の通信部門が合流する形となりました。発足当時の同盟通信社は、「正確公平な報道の普及と国際的諒解の増進に資する」とうたっていましたが、太平洋戦争へ突入し、戦局が厳しくなると、「同盟は日本の対外思想戦の中核機関」と位置付けられるようになりました。

戦時に同盟通信社が行った対外活動は、「対敵宣伝」、「敵情報の傍受」、「収集した情報の分析と頒布」の三つに分けられます。「敵情報の傍受」では、東京の愛宕山にあった通信省の外国無線情報傍受所へ同盟通信社から受信設備と社員を提供して傍受作業を行ったといいます。しかしこの愛宕山の情報傍受所も昭和20年3月以降の相次ぐ空襲でその機能が維持できなくなり、川越に移転しました。それが同盟通信社川越分室と呼ばれるものです。

同盟通信社川越分室のことについては、それにかかわった同盟社員の記述がいくつか残されています。

当時、同盟通信社の外信部長で川越分室の責任者を兼ねていた木下秀夫氏が書き残した手記(『文藝春秋』昭和46年12月号)では、川越分室について次のように記しています。

① 太平洋戦争の末期に、私は川越に設置された敵国

の放送をひそかに傍受する受信所にいた。

- ② 同盟の対敵宣伝放送機関は栃木県小山に、敵情報傍受機関は川越に疎開した。
- ③ 川越が選ばれた理由は、その頃日本最大規模を誇った福岡受信所が近くにあったからである。
- ④ 川越受信所の開設は、当時の通信省と同盟の共同作業で行われ、通信省からは十数人の無電技官、同盟からは外信部の翻訳係数人に、戦争中も日本に踏みとどまつた二世のお嬢さんがた三十数人がここに勤務することになった。
- ⑤ 秘密傍受所の開設はすべて極秘のうちに行われた。傍受所は学童の疎開でがらんどうになったある小学校の一棟を借りてそこに設けられた。
- ⑥ 川越で傍受所のことを知っていたのは警察と、予算の関係で大蔵省の出先機関だけだった。
- ⑦ トルーマン大統領の原爆投下声明も、ボツダム宣言も、日本の降伏受諾が先方に届いたことの確認も、その第一報はすべてここでキャッチされた。
- ⑧ 重大ニュースは即刻直通電話で同盟本社へ、本社からは直ちに政府に伝達された。

また、当時同盟通信社の外信部員で、川越分室に勤務していた武井武夫氏が記した自伝的小説「してい・おぶ・かわごーえ」(『復刻・原子爆弾—亡き夫に愛をこめて』光陽出版社刊 所収)では、川越分室を舞台に、トルーマン大統領の原爆投下声明受信の緊迫した場面や8月15日以降の混乱ぶりなどが、そこにかかわった人々(登場人物は仮名となっている)を通して描かれています。終戦直後の川越の様子を描いたものとして、小説とはいえ貴重な資料といえます。

この小説では、川越分室の所在地を「廓町にある商業学校」としています。「廓町」は正確には「郭町」で、「商業学校」とは現在の市立博物館の場所にあった「川越商業学校」(戦時措置により、昭和19年に「川越市立工業学校」に一時転換する)のことです。現在の「川越市立川越高等学校」の前身にあたります。『川越市史』や木下氏の手記では、その所在地を「小学校」としていますが、関係者の聞き取りなどによると、分室の所在地は「商業学校」であったようです。

同盟通信社川越分室については、まだ不明な点が多くあります。分室にかかる資料や情報の提供をお願いいたします。(大野政己)



『復刻・原子爆弾—亡き夫に愛をこめて』武井武夫・富美子・共夫 共著

参考文献『ニュース・エージェンシー 同盟通信社の興亡』
(里見脩著)中公新書

Information

平成22年度の博物館行事です。(3月まで)

講 座・教 室 etc.

- …一般向け事業 開催日 講座名
- …子ども向け事業 内容 申込開始日

1月	15(土)～ 第21回「むかしの勉強・むかしの遊び」展		
	○8(土) 土曜子ども体験 まゆ玉飾りを作ろう 12/3	○22(土) 土曜子ども体験 土笛・土鈴作り 1/5	●29(土) 土偶作り教室 1/6
2月	第21回「むかしの勉強・むかしの遊び」展		
	●6・13・20(日) 博物館歴史講座 川越藩と江戸湾警備 2/1	○26(土) 子ども博物館教室 昔の織物に挑戦 2/2	
	○12(土) 土曜子ども体験 昔の道具を使ってみよう 当日先着	○19(土) 土曜子ども体験 昔の道具を使ってみよう 当日先着	
3月	～6(日) 第21回「むかしの勉強・むかしの遊び」展	26日(土)～ 川越城本丸御殿竣工記念・第35回企画展「川越城-描かれた城絵図の世界」	
	○5(土) 土曜子ども体験 和紙作りに挑戦 3/1	●21(日) 野外博物館教室 川越の祭りを巡る-芳地戸のふせぎ 3/3	
	●6・13・4/10(日) 博物館歴史講座 平成の修理を振り返る 3/2		

※変更の可能性もあります。申込方法も含め、詳細については「広報川越」またはホームページを御覧ください。お問い合わせは博物館まで。

土曜子ども体験は、午前10時～11時30分と午後1時30分～3時30分の時間帯で行います。



分館だより 一蔵造りの屋根模型一

蔵造り資料館の一番蔵と二番蔵の間に、大きな鬼瓦があります。鬼瓦は屋根の最も高いところに置かれているものなので、普段は間近に見ることができません。鬼瓦とその後ろ側の影盛や棟などは蔵造り建物になくてはならないもので、職人の技術が凝縮された部分といえます。その部分を、多くの方に見ていただきたいということから、昭和56年、当時の蔵造り資料館の管理をされていた川越市文化財保護協会の木下雅博氏や鳶頭渡辺覺造氏、左官親方渡辺金次郎氏によって実物大模型の制作が企画されました。木下氏らは大工棟梁数野友次郎氏、瓦職親方松本俊彦氏を招き、約半年間かけてこの模型を完成させました。工程も蔵造り建物同様、鳶職が土台を築き、大工職が作った骨組みに瓦職が解体された蔵から集めた鬼瓦や棟瓦、平瓦などを葺き、左官が漆喰で仕上げました。幅・奥行とも1間ほ

どのミニチュア版ではありますが、川越を代表する名工たちが文字通り力を合わせ、本物同様に手をかけてつくった「ホンモノ」の模型です。

今回、この模型の傷みが激しいことから、瓦と漆喰の修理をしました。模型は屋外にそのまま展示しているので、本物同様風雨にさらされています。でも、間近にあるからといって、直接触るのはご遠慮ください。



影盛を塗る渡辺金次郎氏

第21回

むかしの勉強・むかしの遊び 展

平成23年1月15日(土)~3月6日(日)

世の中がアナログからデジタルへ切り替わっていくなかで、テレビ放送も地上デジタル放送に変わります。「チャンネルをまわして…」という言葉もなくなっていくのでしょうか。たんすのように大きかったテレビも、今は薄くなりましたが、テレビが茶の間の中心であることは今でも変わりません。

今回の展示ではテレビやビデオカメラなど家庭用映像機器を展示します。見て楽しむテレビがビデオカメラの普及によって自分が映るテレビに変わっていきますが、その歴史を機器の移り変わりによって紹介します。



10月9日に博物館の開館20年を記念して、特別展「知恵伊豆 信綱一松平信綱と川越藩政」の開会式を行いました。

当日は、川越市長をはじめ市議会議員、松平信綱のご子孫であります大河内元冬様、東洋大学名誉教授の大野端男様、資料提供して頂きました関係者の皆様には、ご出席ありがとうございました。

利 用 の 御 案 内

◆入館料

区分	博物館	川越市 蔵造り資料館	共通入館(観覧)券			
			●博物館 ●美術館	●博物館 ●蔵造り資料館 ●美術館	●博物館 ●蔵造り資料館 ●美術館 ●まつり会館	
一般	200円 (160円)	100円 (80円)	300円	370円	600円	
大学生 高校生	100円 (80円)	50円 (40円)	150円	180円	400円	

※()内料金は、団体[20名以上、1名につき]の場合

◆開館時間 午前9時から午後5時まで(ただし入館は午後4時30分まで)

◆休館日 月曜日(休日の場合は翌日の火曜日)

第4金曜日(休日を除く)年末年始(12月28日~1月4日)

館内消毒(6月下旬)特別整理期間(12月下旬)

*開館時間・休館日は、博物館・川越市蔵造り資料館とも原則として同じ

(館内消毒・特別整理期間は博物館のみ休館、蔵造り資料館は1月2日から開館)

川越城本丸御殿は保存修理のため、平成23年3月まで休館しています。

平成23年1月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

3月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

※ ●印は、2館休館(博物館、蔵造り資料館)、●印は、1館休館(博物館)

交 通 案 内

東武東上線・JR川越線川越駅より
または西武新宿線本川越駅より、
・東武バスにて「藏のまち経由」乗車車の辻バス停
下車徒歩8分、または「小江戸名所めぐり」乗車
博物館前バス停下車徒歩0分
・イーグルバスにて「小江戸巡回バス」乗車博物館・
美術館前バス停下車徒歩0分
※御来館の際は、なるべく電車、バスを御利用ください。



博物館の最新情報をパソコン又は携帯電話へ配信します。



メール配信を希望される方は、川越市ホームページのオンライン「メール配信サービス」から「博物館メール配信」の登録を行ってください。携帯電話では、左のQRコードから登録の手続きができます。毎月25日に最新の情報をお届けします。

※登録料および情報提供料は無料ですが、インターネット接続やメールの受信などにかかる費用は利用者の負担となります。

発行日 平成22年12月26日

発行 川越市立博物館

〒350-0053 川越市郭町2丁目30番地1

TEL049-222-5399 FAX049-222-5396

Eメール hakubutsukan@city.kawagoe.saitama.jp

ホームページ http://museum.city.kawagoe.saitama.jp/